

# 主な改正点

## ●住民税の均等割額変更

均等割額（年額）	市民税	県民税	合計
平成 25 年度まで	3,000 円	1,500 円	4,500 円
平成 26 ～ 35 年度	3,500 円	2,000 円	5,500 円

## ●復興特別所得税の創設

平成 25 ～ 49 年までの各年分	復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%
--------------------	--------------------------

## 住民税申告（市・県民税）

- 所得税確定申告（国税）は不要で、住民税申告（市・県民税）は必要な方の申告  
（該当すると思われる方には、今月初めに住民税申告様式を送付予定です。）

### 開設期間および会場

2月17日(月)～3月17日(月) 9:00～12:00、13:00～16:00 ※土・日は休み  
滑川市役所東別館（旧滑川市民会館）3階大会議室

- ※公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告は不要ですが、公的年金などに係る雑所得以外に所得のある方は、その所得金額が20万円以下で確定申告が必要ない場合であっても、住民税申告は必要です。
- ※所得がなくとも国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている方（軽減措置の適用あり）や所得状況が判定できない方なども申告をする必要があります。
- ※給与所得または年金所得のみの方は、申告は不要です。ただし、各種控除の適用を受けるためなどに申告が必要な場合があります。

## 共通事項

### ●持ち物

- |                               |                           |
|-------------------------------|---------------------------|
| ①印鑑（認め印）                      | ②申告書                      |
| ③収入を証明するもの                    | ・給与、年金 … 源泉徴収票            |
|                               | ・営業、農業、不動産 … 収支内訳書（決算書）など |
|                               | ・日雇い、パートの賃金 … 支払明細書       |
| ④控除を証明するもの                    | ・国民年金などの社会保険料控除証明書        |
|                               | ・生命保険料、地震保険料などの控除証明書      |
|                               | ・医療費の明細書および領収書            |
| ⑤還付申告の場合は、振込先金融機関が分かるもの（通帳など） |                           |

## ◆注意事項◆



例年、滑川市役所東別館会場は大変混み合いますので、「所得税確定申告（国税）」に該当する方は、魚津税務署での受け付けをおすすめします。  
なお、滑川市役所東別館会場では、1日あたりに受け付けられる人数に限りがあるため、期間中は午前8時ごろから番号札を配布します。番号札がなくなり次第、受け付けを締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。  
（朝早くから多くの方が来られた場合、午前中に番号札がなくなることもあります。）

問合せ先 魚津税務署（☎0765-24-1370）  
市税務課 市民税担当（内線233・234・237）

# 確定申告相談

## 所得税および復興特別所得税確定申告（国税）

- 事業所得（営業・農業）・不動産所得のある方や給与を2カ所以上から受けている方などの申告
- 医療費控除などの控除の適用を受けることにより、源泉徴収された税金から還付を受ける申告

### 開設期間および会場

- 2月3日(月)～3月17日(月) 9:00～16:00  
※土・日・祝日は休み  
魚津税務署（魚津市新金屋1丁目12番31号）  
※富山税務署会場（富山駅前CiCビル5階）では、2月23日(日)と3月2日(日)に限り、日曜日も開設します。
- 2月19日(水)・20日(木) 10:00～12:00、13:00～15:30  
税務署臨時会場：滑川市役所東別館（旧滑川市民会館）3階中会議室  
※分離課税所得など一部の申告については、②会場では受け付けられません。
- 2月17日(月)～3月17日(月) 9:00～12:00、13:00～16:00 ※土・日は休み  
滑川市役所東別館（旧滑川市民会館）3階大会議室  
※③会場は住民税申告の受け付けもありますので、例年大変混み合います。  
※青色申告、損失申告、分離課税所得（収用以外）の申告をされる方や、初めて所得税の住宅ローン控除を申告される方は、③会場では受け付けられません。



### 事業所得などの申告をされる方へのお知らせ

事業所得（営業・農業）・不動産所得のある方は、必ず「収支内訳書（決算書）」※1をご記入の上、ご来場ください。  
期間中は申告会場が大変混み合いますので、記入されていないと相談をお受けできません。

### 医療費控除の申告をされる方へのお知らせ

平成25年1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限り、控除の対象となります。  
受付会場には、領収書を人ごと、病院ごとに分け、金額を計算し「医療費の明細書」※2にご記入の上、ご来場ください。  
期間中は申告会場が大変混み合いますので、計算されていないと相談をお受けできません。  
※1・2…様式は市役所5番窓口においてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

### e-Tax（電子申告）で申告すると

- 添付書類の提出省略
  - 還付がスピーディー
  - 24時間送信可能
- 詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。